

処理年月日	常務理事	事務長	課長	担当者
平成 年 月 日				

東京実業企業年金基金 標準増加 老齢給付金裁定請求書

① (フリガナ) 氏名	トウジツ タロウ 東実 太郎		② 性別 男	③ 生年月日 昭和 26年 10月 1日 平成
④ 加入者番号	1 2 3		⑤ 喪失年月日	1 退職(喪失日:平成 29年 10月 1日) 2 在職(喪失日:平成 年 月 日)
⑥ (フリガナ) 住所	トウキョウトチュウオウクヒガシニホンバシ 郵便番号 (103-8465) 東京都中央区東日本橋3-10-4 電話番号 (03 - 5695 - 3511)			
⑦ 老齢給付金の請求方法	1 全額年金で受け取る		一時金の選択割合 25% 50% 75%	年金の支給期間 5年 10年 15年 20年
	2 一部選択一時金で受け取る			
	3 一部選択一時金で受け、後日年金請求する		一時金の選択割合 25% 50% 75%	
	④ 全額選択一時金で受け取る			
⑧ 請求 申出日	平成 35 年 4 月 1 日			
⑨ 支払機関	金融機関コード	(記入不要)	支店コード	(記入不要)
	とうじつ 銀行・信金 信組・農協		東日本橋 支店	金融機関の証明 (印)
	口座種類	普通 当座	口座番号	2 3 4 5 5
⑩ 退職手当(金)受給の有無 (一時金を受給する場合)	有	受給先	1 事業所(会社)からの退職金 2 確定給付企業年金の一時金 3 その他 ()	無
⑪ 添付書類	1 加入者証 2 個人番号(マイナンバー)の記載のある住民票(請求時前3カ月以内に発行されたもの) 【選択一時金が退職所得となる方は次の書類も必要です】 1 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 2 他の退職手当の支払いを受けたことが有る場合は、その退職所得の源泉徴収票			

- ・「⑤加入者資格喪失日」欄において、2に該当される方は、所得税法基本通達 30-2(引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの)に該当する脱退一時金以外は、一時所得となります。
- ・「⑦老齢給付金の請求方法」欄について、すでに年金または一時金を受給されている方が追加請求される場合は、1または4を選択してください。ただし、在職年金を受給中の方が1を選択された場合の年金の支給期間は5年または10年となり、4を選択された場合は受給中の年金の残りも全て一時金となります。
- ・年金受給開始後の支給期間の変更は出来ません。
- ・年金受給開始から原則5年以内は、残りの年金を一時金にかえることは出来ません。